

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から同年9月まで

私は、昭和45年3月に学校を卒業し、同年4月からA社に臨時社員として勤務し始めたが、このころに、父親が私の国民年金の加入手続をし、A社に正社員として採用される直前の同年9月まで私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

両親は死亡し、当時の詳細な状況は確認できないが、当時の自治会が国民年金保険料の徴収の証拠として使っていた国民年金保険料徴収個人表には、徴収記録認印欄に押印されているのに、申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人には、申立人の国民年金が管理されている現在の基礎年金番号のほかに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、当該記号番号は、その前後の記号番号の払出日等により、昭和45年2月ごろに払い出されたものと推認できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、当該記号番号に係る処理経過欄に「資格取消」と記載されていることが確認できるものの、申立人が申立期間当時に居住していた町の国民年金被保険者カードによれば、資格取消の記載は確認できないことから、行政側の事務管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

また、申立人が所持している国民年金保険料徴収個人表には、上記国民

年金手帳記号番号の記載とともに、申立期間に係る徴収記録認印欄に納付済みであることを示していると思われる徴収担当者の押印がある上、同表につづられている紙片に記入されている金額も当時の保険料額と一致している。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していた町において、当時、国民年金保険料の集金を担当していた者の回答によると、上記国民年金保険料徴収個人表に押印された徴収担当者と思われる者と同じ姓の者が担当者の中にいたことが確認できる上、申立人は、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立期間と同じ時期ごろに申立人の父親と同居していた申立人の姉が所持している国民年金保険料領収証書カードにおいても領収印欄に押印があるが、申立人の姉は、「自分は納付した覚えが無く、父親が納付していたと思う。」としていることから、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から47年3月まで

私は、昭和42年3月からA市のB店に住み込みで働くことになり、同年5月に、A市の委託を受けて、店主夫婦の国民年金保険料を集金に来ていた徴収員に国民年金加入を勧められて加入手続をしたが、徴収員から20歳までさかのぼって納付することができると言われ、そのときに5年分の保険料をまとめて1万6,000円から1万8,000円くらい納付したと思う。その後は、徴収員が3か月に一度ぐらいの間隔でB店に集金に来ていたので、申立期間においては、店主夫婦と一緒に国民年金保険料を納付していたはずである。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間が国民年金保険料納付済期間となっていないことが分かった。

申立期間について、保険料を納付していたことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めるとともに、申立期間のうち、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる期間においては、保険料を重複して納付しているので、重複して納付した期間の国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年5月にA市の委託を受けた国民年金保険料徴収員に勧められて、国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人の戸籍の附票によれば、申立人がA市に住所登録を行ったのは、47年3月31日となっており、申立人が国民年金の加入手続をしたとする42年5月当時は、C市に住所があり、44年11月7日にC市において、職権消除されていることが確認できる。国民年金の加入手続は、制度上、住所登録を行

っている市町村において行うこととされていることから、昭和 42 年 5 月に、住所登録を行っていない A 市において、申立人が国民年金の加入手続を行ったとは考え難い上、A 市も「昭和 42 年当時、A 市に住所を有していない人は国民年金の加入手続や現年度保険料の納付はできなかったと思う。」と回答している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 2 月に払い出されているが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は「昭和 42 年 5 月ごろに国民年金に加入した後、5 年分の保険料をまとめて A 市の委託を受けた国民年金保険料の徴収員に納付した。」と主張しているが、A 市は、国民年金保険料の徴収員は現年度の国民年金保険料のみ集金でき、過年度の国民年金未納保険料は集金できなかったと回答している上、制度上、国民年金保険料の納付の時効は 2 年とされており、昭和 42 年 5 月前後は特例納付の実施期間でもないことから、同年 5 月ごろに申立人が過去 5 年分の国民年金保険料を遡及^{そきゆう}して納付できたとは考え難い。

加えて、申立人は「昭和 42 年 5 月以後の国民年金保険料は、B 店の店主夫婦と一緒に 3 か月に一度ぐらいの間隔で、昼間に集金に来ていた徴収員に納付した。」と主張しているが、申立人が国民年金保険料の徴収員であるとする者に事情を聴取しても、申立人の保険料を集金していたことを裏付ける回答は得られず、申立人が住み込みで働いていた B 店の店主は、既に死亡しており、店主の妻も国民年金保険料の納付に関しては記憶していない上、オンライン記録によると、店主は、昭和 42 年 3 月から 45 年 5 月までは厚生年金保険に加入しており、店主の妻の国民年金保険料は、42 年 1 月から 43 年 3 月までは未納及び同年 4 月から 48 年 3 月までは過年度納付されているなど、申立人が、申立期間において、B 店の店主夫婦と一緒に国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、A 市は「昭和 42 年又は 43 年当時、A 市の正職員以外の職員名簿に、申立人が納付したとする徴収員の名前は見当たらない。」と回答している上、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料等（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年2月から60年3月まで

私は、昭和56年にA社に入社し、20歳になったとき、会社から国民年金の加入を勧められ、A社で働いていた他の同僚と一緒に加入手続を行った。

国民年金保険料については、当初は自分で納付していたが、途中からは給料から控除されており、昭和60年4月に保険料の納付が困難になったためにB市C支所で2年間の免除申請の手続を行うまでは納付していたと思う。

申立期間が未納となっていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和60年9月18日に払い出されているが、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人は申立期間の保険料をまとめて納付した覚えも無く、その後に免除申請の手続をしたとしていることを踏まえると、過年度納付をしたとは考え難いほか、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が初めて受け取ったとしている国民年金手帳の国民年金記号番号欄には「B・C」のゴム印が押され、住所欄には、申立人が申立期間に居住していた住所ではなく、後に免除申請の手続を行ったとするB市C町の住所が記載され、同様に「B・C」のゴム印が押されていることから、申立人は、B市C町で国民年金加入手続と同時に免除申請の手続を行

ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は「会社から国民年金加入を勧められ、給料から国民年金保険料を控除されていた。」と主張しているが、申立人と同時期に勤務していたと考えられる同僚8人に事情を聴取しても、一人は病気のため、詳しい事情を聞くことができず、他の同僚からも、会社が給料から国民年金保険料を控除していたとの回答を得ることはできなかった上、事業主の子及びその夫で会社の経理等をしていた者は、昭和61年に会社が厚生年金保険に加入するまでの国民年金保険料は未納となっていることを踏まえると、会社が給料から国民年金保険料を控除していたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容およびこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 10 月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたが、57 年 5 月に、夫が会社に勤め始めた際、近所の人から、その会社では、妻の国民年金保険料も会社が納付してくれるという話を聞いたので、同年 6 月ごろに、A 町（現在は、B 町）の役場において、国民年金保険料の納付をやめる手続を行ったことを覚えている。

ねんきん特別便により、申立期間が国民年金保険料納付済期間となっていないことが分かったが、私の国民年金保険料は、夫の会社で継続して納付されていたはずなので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 49 年 10 月に国民年金に任意加入した後、57 年 6 月ごろに、A 町の役場において、国民年金保険料の納付をやめる手続を行った。」としているところ、オンライン記録、国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している国民年金手帳において、申立人は、昭和 57 年 6 月 18 日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間となっている。

また、申立人は、その夫の会社から自分の国民年金保険料が納付されていたのではないかとしているが、申立人の夫が勤務していた当時、その会社で事務を行っていた者は、「当時の給与台帳等は保存期限を経過して残っていないが、申立期間当時、会社が従業員の配偶者の国民年金保険料を納付していたということは無い。」としている上、厚生年金保険の適用事

業所がその被保険者の配偶者に係る国民年金保険料を納付することは考え難く、申立人は、国民年金制度改正により適用される国民年金第3号被保険者に該当する時期（昭和61年4月から）を誤認し、制度改正前に、国民年金の任意加入被保険者の資格喪失手続を行った可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から同年10月までの期間並びに9年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年8月から同年10月まで
② 平成9年6月及び同年7月

私は、20歳になったら年金に加入しなければならないと認識していたので、平成8年8月に会社を退職した後に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたはずである。

平成12年1月4日付けの国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書によると、未納期間が無いために充当されずに全額還付となっているので、その時点において国民年金の未納期間は無かったはずであるし、9年8月及び同年9月の国民年金保険料を納付しているのに、同年6月及び同年7月の国民年金保険料を納付していないとは考えられないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年8月21日に退職した後に国民年金加入手続を行ったはずである旨主張しているが、申立人が同年8月ごろに国民年金の加入手続を行ったのであれば、年金手帳に国民年金記号番号が記載されるべきであるところ、申立人が所持している年金手帳に国民年金記号番号の記載は無い上、オンライン記録によれば、11年4月10日に退職した後の同年6月24日以降に「国民年金第1号・第3号被保険者取得勸奨」が行われたことが推認できる。

また、オンライン記録上、平成11年9月6日に「平成8年11月21日喪失、9年6月7日取得、9年10月1日喪失、11年4月10日取得」の記録が追加処理されている上、申立期間②直後の9年8月の国民年金保険

料は時効直前である11年9月17日に納付されていることが確認できることを踏まえると、申立人の国民年金の加入手続は、同年9月ごろに行われたと考えるのが自然であり、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、申立期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

さらに、申立人は、「平成12年1月4日に発行された国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書に充当期間の記載が無いのは未納期間が無かったからである。」と主張しているが、申立期間は、過誤納発生時（平成11年12月22日）において、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であることから、保険料の充当ができなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。